

原告団

ニュース 103号

2014-7-31 発行

目次

裁判報告	1
「六ヶ所石油備蓄基地の危険性と核燃サイクル基地の災害?」を聞いて	5
裁判初参加	6
日弁連プレシンポ in Aomori(14 July)	7
福島原発事故の県内への影響(その10)	8
総会報告	10
会計報告	11
STAP細胞問題の魔女狩りに思う	12
六ヶ所核燃などを巡る動き	13
お知らせなど	14

次回裁判 2014年9月5日(金) 午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議
午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表 浅石紘爾

1. 原告団結成25周年にあたって

原告団結成(1988年8月)25周年を迎えたことから、たびたびマスコミの取材を受けています。そこで必ず質問されるのは、原告団の活動成果と構成人数です。メンバーは設立当初から1/3に減っているのが現実です。25年という長期戦を闘ってきたことを考えれば、メンバーの高齢化など止むを得ない事情が背景にあり、逆によくぞここまで頑張ってこれたというのが実感で、感謝の一言です。

他方、新規制基準施行のもと、核燃裁判が振り出しに戻った形で、今後の審理の長期化がはっきりしてきました。この事態を乗り切るために、これまでの経験豊かな会員の皆さんのがんばりも必要ですし、若い世代の会員を増強して、私たちの闘いを引き継いでもらわなければなりません。ご協力下さい。

2. 再処理裁判

(1) 2014年6月6日の口頭弁論では、3通の準備書面を陳述しました。

①準備書面(129) エネルギー基本計画批判
(担当浅石代理人)

若干のコメントを付して紹介します。

安倍内閣は、原発回帰を宣言し、総合資源エネルギー調査会が策定した「エネルギー基本計画」を、2014年4月11日閣議決定しまし

た。この計画案に対しては、90%を超える反対のパブリックコメントが寄せられましたが、無視されました。

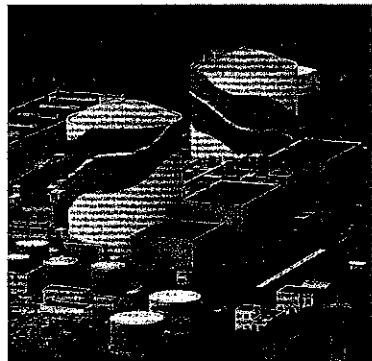
<はじめに>で「福島の復興・再生を全力で成し遂げ、原発依存度を可能な限り低減」「福島事故を防止できなかったことの反省」を謳っていますが、汚染除去、汚染水処理は難航を極め、避難者の帰還・損賠賠償も不完全です。

原発依存度の低減と言うものの、一方で原子力を「重要なベースロード電源」と位置付け、世界で最も厳しい規制基準に基づいて、規制委員会が許可を出したなら原発再稼働を進めるとしています。問題は規制委員会が合格証を出したからと言って、原発が絶対事故を起こさない担保にならないという点です。政策は、原発や核燃が本当にエネルギー供給源として必要なものなのか、安全性の保障はあるのか、立地・運転が住民の福祉に合致するものなのか、経済性に優れた電力源なのかなどの諸要素を総合的に考慮して決定すべきものです。ここで注意すべきは、規制基準を満たせば十分というものではなく、それは安全性の最低基準にすぎないという点です。新規制基準は旧来の設計に安全対策を追加した対処療法にすぎず、世界最高水準と言える代物ではないのです。運転員のヒュー

マンエラーも無視できません。

この原稿を書いている最中に、九州電力・川内原発に再稼働のゴーサインが出たというニュースが飛び込んできました。しかし、基準地震動・火山活動の影響が過小評価であること、フィルター付ペントの義務付けを5年間も猶予したこと、事故確率（100万分の1）の曖昧さなどを考えると、事故のリスクは完全に解消されたとは評価し難く、規制委員会の結論は政治的圧力に屈した見切り発車と言わざるを得ません。その証拠に、規制委員長自身が「適合性審査に合格してもそれで原発が100%安全とは言えない」とコメントしているのです。

「安全性担保しない」 規制委・地元と認識に差



九州電力川内原発
(47トピックス2014.3.13より)

2014.7.17 東奥日報

規制委員会にゲタを預け再稼働を進めるやり方は、政治責任逃れの無責任行政です。依存低減は口先だけで、本音は原発の積極的推進以外の何物でもありません。

矛盾はこれだけではありません。世論対策として原子力の依存度低減を前面に出しながら、核燃サイクルを継続すると謳っている点です。使用済燃料が減れば再処理の意義は失われます。この点使用済燃料の直接処分に言及している点は建前と本音が透けて見える記述となっています。

基本計画の中で最も特徴的なものは、高速増殖炉計画からの撤退です。“もんじゅ”的 plutonium增殖機能を否定し、廃棄物の減容、有害度低減、核不拡散技術の向上を目的とする研究炉に格下げしたことです。2030年頃に実用化を目指した夢の原子炉の末路です。これにより、再処理の必要性は喪失した

はずなのに、相変わらず、電気料金の引き上げを招き安全性に問題があるプルサーマルの推進、MOX燃料加工工場の建設を掲げています。ただ、核燃政策の課題として技術の動向、エネルギー需給、国際情勢に対応した柔軟性を持たせることが「重要」として、中長期的には核燃・再処理政策の転換を匂わせているところが注目されます。

いずれにしても、この計画は、原子力ムラの復活、電力を中心とする経済産業界の巻き返しによる“フクシマ”的否定です。

②準備書面（130）飯原発差止訴訟判決と安全審査の基準の合理性（担当伊東代理人）

大飯判決は、原子力施設周辺住民の命を守り生活を維持することが根源的な権利であり、原発事故がこの権利を極めて広範に奪う事態を招くことから、このような事態（福島原発事故のような大規模事故）を招く具体的な危険性が万が一もあるのかが原発差止訴訟の判断対象とされるべきであり、かつ運転差止を命じる基準であると判示しました。

この判断は行政訴訟である本件再処理裁判にも相通じる論理です。

新規制基準は耐震安全性を全く見直していない。その中核をなす「基準地震動」の策定について然りで、福島原発事故に一切学ばうとしない姿勢は異常と言わざるを得ません。

大飯判決は、関電が700ガルを超える地震の到来は考えられないとしたのに対し、「過去の想定外大地震を理由に原発が1260ガルを超える地震は来ないと確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能」と判示しました。

判決が指摘した事実は争う余地のないものであり説得力を持ちます。

日本原燃は、再処理工場の事業変更許可申請で、これまで、450ガルを600ガルにアップしたものの、これで安全を図れるはずではなく、規制基準の甘さが問題です。

判決は、「福島原発事故のような事態を招く具体的な危険が万が一もあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後においてこの判断を避けることは裁判所に課せられた最も重要な責務を放棄するに等しい」と責任感に満ちた重い言葉で結んでいます。

ます。

③準備書面(131) 六ヶ所再処理工場での重大事故－蒸発乾固の危険性(担当山田事務局長)

原発防災範囲が半径8～10kmが30kmに拡大されましたが、再処理工場の場合はいまだ5kmのままでです。

再処理工場は大量の放射能を内包していますが、冷却機能喪失による高レベル廃液の蒸発乾固事故について、日本原燃はその際の放出量について過小評価しています。蒸発乾固時に放出するルテニウムの低減対策としてHEPAフィルターによる除去となっていますが、それ以外の対策は検討中と口を濁したままでです。蒸発乾固後の残渣がどのような影響を与えるかは十分な検討はなされていません。

高レベル廃液の蒸発乾固は重大事故の一つに揚げられていますが、申請側もその意味を十分理解していない様子がうかがわれます。

(2) 被告から準備書面(32)が提出されました。

日本原燃は「再処理事業変更許可」の申請を出して新規制基準に基づく適合性審査を受けなければならぬこと、そのあと設計及び工事の方法の変更許可を受け、最後に使用前検査に合格してはじめて本格稼働に入れること、重大事故の発生防止・拡大防止の対策が講じられたこと、地震・津波などの自然的条件に関する新規制基準の内容解説に終止したものです。

活断層の活動性評価は、従来通り、約12・3万年前以降の地形面又は地層の欠如を対象とし、それ以降の活動性が明確に判断できない場合には、約40万年前以降まで遡って検討することとしています。

次回も新規制基準の解説が続くそうです。規制委員会が結論を出すまでの時間稼ぎの感をぬぐえません。

3. 県内外の原子力事情の近況

(1) 青森県内の原子力施設の現況をお知らせします。

①再処理工場

2014年1月に事業許可変更申請を出したものの、5月に提出した補正書に対し、規制委員会から「不十分な申請を出して審査の場

再処理工場

10月完工事実上断念

安全審査長期化受け

2014.6.28
データー東北

で修正を図ろうとする姿勢は受入れがたい。われわれは日本原燃の家庭教師ではない」と申請のやり方に手厳しい批判を受けました。

原子力規制庁は、事実上大陸棚外縁断層の活動性調査に着手しましたが、この結論を待たずに許可申請をした日本原燃の拙速さは逆に事業者のあせりを感じさせます。いずれにしても、規制委員会の審査結果が出るのは来年以降になるのは確実ですから、当然のこととして今年10月の竣工は事実上不能となり21回目の延期が確定しました。

②東通原発(東北電力1号機)

青森県と東通村が安全協定に基づく事前了解したことに伴い、東北電力は規制委員会に6月10日適合性審査を申請しました。ところが、17日の第1回会合で委員会から「準備不足、取りあえず申請して議論の中でクリアできるレベルを探られては非常に困る。完全版を出すように」と指摘されたり、重大事故対策について質問され東北電力側が立ち往生した様子が伝えられています。施設直下の活断層問題については有識者会議の判断を無視しての申請にも強い疑問があるところです。事前了解を出した青森県知事も同罪であり、知事の県民軽視の姿勢が強く非難されるところです。

③大間原発

建設進捗率は37.6%ですが、現地での工事は事実上ストップしています。

函館市の差止訴訟がいよいよ動き始めまし

た（7月3日東京地裁で第1回口頭弁論）。

④リサイクル燃料備蓄センター

2013年8月に竣工し、使用済燃料の搬入が来年3月に予定されています。

⑤MOX燃料加工工場

敷地の造成中で工事の進捗率は7.4%です。

ブルサーマルの先行きが全く不透明な状況下で、本格的な建設工事に進めるかは極めて疑問です。

(2) 青森県弁護士会シンポジウム―原子力依存からの脱却と地域再生

6月14日、青森県弁護士会主催の上記シンポジウムが開催されました。日弁連が10月2日に行う函館人権擁護大会のプレシンポでした。

原子力資料情報室の伴英幸共同代表、東北大学の長谷川公一教授、神田健策弘前大学名誉教授をメンバーに迎え、私が司会で進めました。青森県内が原子力マネー、核燃マネーで汚染されている実態、脱原子力が国民の多数意見を形成している中で、原子力に頼る青森県が生き残れる道はどこにあるのか、核燃・原発なき後の地域再生の具体的方策などが熱く語られました。これまでどちらかというと再処理や原発の危険性、必要性、経済性などが中心的争点となっていましたが、県内の原子力施設が廃止されることを前提とした公の議論は初めての試みで、参加者からは、新しい視点からの反対運動であると一定の評価を得ることができました。

このテーマを取り上げた理由の一つは、政府が核燃政策を継続する理由として、再処理を止めると、今後青森県、六ヶ所村が放射性廃棄物の受け入れ拒否、保管廃棄物（使用済燃料など）の県外搬出を要求してくる、そのようになっては困るという「政策的リスク」を重視したためと公式には伝えられています。しかし、いつまでもこのリスクを取引材料に、原子力マネーの恩恵に浴していられるかは疑問です。本当の意味での地場産業の育成に力を入れる時期を迎えていると思います。

(3) 田中知規制委員を就任させないキャンペーン

次期の規制委員に内定している田中知東大教授が日本原燃や原子力産業から報酬や寄付金をもらっていた事実が朝日新聞（7月5日付）

の特ダネで判明しました。日本原燃からの報酬額（2009～2013の5年間）はまだ不明ですが、田中氏の肩書（元原子力学会会長など）、核燃推進の青森県が福島原発事故後に設置した青森県原子力安全対策・検証委員会の委員長を務めるなどの経歴に照らして、さもありなんと類推できる事態です。原告団は早速国會議長と内閣総理大臣に対し、任命同意を取消して正式任命しないよう求める文書を提出するとともに、田中氏に対して任意に辞任するよう要求しました。（内容の詳細は別紙1, 2を参照して下さい）

田中氏への規制委員
国会同意取り消しを
1万人原盲団
訴訟原告団（浅石紘爾代
表は8日、田中知東京大
大學院教授が原子力規制委
員会の新委員に決まったこ
とに關し、「電力業界から
金銭供与を受けるなど癒着
が指摘されてきた」などと
して、安倍晋三首相と衆參
両院議長に対し、国会同意
を取り消して正式任命をし
ないよう求める文書を提出
した。

田中氏は日本原子力学会
会長などを歴任。電力業界
から多額の報酬や寄付を受
けており、衆参両院の野党
各党が政府人事案に反対し
た。同氏はまた、青森県が東
京電力福島第一原発事故を
受けて設置した原原子力安
全対策検証委員会では委員
長を務めた。
(藤野武)

2014.7.9 デーリー東北

4. おわりに

3・11からもなく3年5ヶ月を迎えようとしています。そして、原発が完全にゼロの夏を経験することになります。川内原発の再稼働は消費者にとって不要であるばかりか有害です。夏の暑さを私たちの省エネと節電で乗り切りましょう。

安倍政権はいよいよ軍事色を強め、その本性を現しあげています。

特定秘密保護法、集団的自衛権閣議決定の後は、共謀罪の新設を狙っています。行くつく先は念願の核武装です。この野望を打ち碎くためにも、六ヶ所でプルトニウムを作らせない国民的運動を盛り上げていかなければなりません。

次回は9月5日(金)午後1時15分からです。傍聴をよろしくお願いします。

「六ヶ所石油備蓄基地の危険性と核燃サイクル基地の災害？」を聞いて

東京都在住 支援者 糸永 真吾

6月6日、青森市アウガ5階研修室において、原告団主催による長崎大学小川進教授の講演を聞いた。

講演はまず、講師ご自身のプロフィールの紹介から始まった。今は大学教授をしているが、これまでいろいろな職業についてきたこと、それゆえ専門は多岐にわたり、そのためにいわゆる「専門家」が話すことができない（気づかない）話を今日はするということだ。

私は先生の多彩な経験と思考回路に、いきなり目が釘付けとなってしまった。紙面の関係上、前段の話は、以下の2点だけを挙げておく。

日本は土建国家であり、原子力発電所の建設で一番お金を使っているのは土木工事であり、東京の電力を支えているのはほとんどが東京湾岸にある火力発電だ。前者は今の福島の事故対策はゼネコンの天下であり、後者は現在の東京の電力事情から明らかに腑に落ちる内容である。

本題の話は最初に石油備蓄基地の危険性についての話をされ、次に再処理工場の危険性と両施設の関係についての話となった。石油備蓄基地には51基のタンクがあり、直径は81.5m、高さは7階建てのビル相当の24mである。油の漏洩によってタンク火災から防油堤火災に拡大すると、面的な熱源となって延焼を引起す。先生の計算によれば、木造家屋延焼限界がタンク1基で85m、全面火災だと970mであり、人体接近限界（消防士が近づけない）はタンク1基で163m、全面火災だと3070mだとしている。備蓄基地の消防車を含む消火設備はタンク1基をやっと消火する能力しかない。十勝沖地震時の苦小牧出光石油タンク火災では、鳥取など他県からの消防車も参集しても消し止められなかったとのことである。つまり石油備蓄基地は一旦燃え上がれば、燃え尽きるに任せるしかないということではないか。

タンクが3基延焼火災を起こせば、約900m離

れている再処理工場も延焼の危険が生じる。石油備蓄基地は、六ヶ所核燃サイクル施設の一連の設備群としてそのリスクを考慮しなくてはならない。現状は高レベル放射性物質の横にダイナマイトを置いている状況といえる。

再処理工場の施設配置は北側の使用済み燃料受入施設から始まってせん断溶解・分離・精製・脱硝工程が続いて配置されており、それぞれの危険物の使用工程は隣接している。このため火災爆発は延焼の可能性がある。下表に再処理工場内の危険物を示す。

再処理工場内の消防法に規定される主要危険物

危険物	消防法の規定	数量	工程
硝酸	6類、酸化性溶液	>10m ³	8工程****
nドデカン	4類3、引火性液体**	>5m ³	分離・精製 10工程
TBPトリプチルリン酸	4類3、引火性液体***	>5m ³	分離 2工程
硝酸ヒドロゲン	5類、自己反応性物質*		精製 2工程
金属粉	2類、可燃性固体	1.5m ³ /d	せん断溶解・脱硝

*爆発物、**引火点 75°C、***引火点 160°C、****せん断溶解・分離・精製・脱硝工程

これらの有機溶剤などの薬品は、操業中は未使用分と廃液となった分を合わせると表中の数量の倍の量がプラント内にあると考えができる。引火性液体とはガソリンと同等と考えてい。さらに大変なのは金属粉が燃え上がることである。金属粉とはジルコニウム、ウラン、プルトニウムと聞いてさらに驚愕した。

私には6月16日に東京都町田市の町工場でおきたマグネシウム火災がすぐに想起された。火災は都内中の消防がよってたかって砂をかけて3日目にやっと鎮火した。

再処理工場の消火設備は消防車1台、大容量ポンプ車3台、泡放水砲1基、二酸化炭素消火設備が主要な設備であり、これらは2時間以内の火災にしか対応できない。しかも金属粉の火災にはまったく対応できない。

六ヶ所村の気象条件は、冬季には西又は北西風が、夏季は東又は南東の風が卓越している。石油備蓄基地と再処理工場は東西に配置されており、冬は石油備蓄基地炎上による再処理工場の延焼が、夏に再処理工場で火災が起きれば人口30万人の青森市が全滅するという。

石油備蓄基地と再処理工場はとても危険な組み合わせであると理解した。

裁判初参加

北海道在住 原告 西村 孝平

原告に名を連ねて25年、対岸函館市在住なのにこれまで参加しなくてごめんなさい。

初の裁判参加となりましたが、浅石先生はじめ事務局の方にも温かく迎えていただきました。裁判のほうは、原告の準備書面に対しはぐらかしながら、耐震基準の見直しがあるのでと明解なきまま。規制委の諸兄は、いずれも聰明かつ職務忠実とおぼしき方々、その叡智を八百長試合もどきの書面審査にではなく、みんなの安心に使えばいいのにと思ってしまう。

3・11以降、原子力関連施設にも国の方たまうことにも信頼性などないのだ。福一は劇的な状況がひとまず回避されてはいるが、肝心の核燃料の所在や抜本対処には程遠く、ありとあらゆる核種が大気中に、海中に吐き出されている。

そもそも、90年代に福一・1号原子炉の製造者であるGE社から、「サブレッショングレンバーに脆弱性があり、過酷事故のときに持たない」と指摘されながら、東電はそれを歯牙にもかけず、規制委の前身である保安院では、『内部研修用』のビデオで過酷事故の学習にいそしんだはずである。福一の原子炉はまさしくGE社の忠告どおりに「津波」ではなく、地震そのものと冷却材喪失による高圧で、原子炉本体と圧力抑制系とのつなぎ目から破壊に至った（はずである）。

今、ここで核が大手を振ってのし歩く流れを止めねばならぬ。核燃施設での過酷事故は「想定外」では済まない。北半球が全滅するだけの「毒」が集積され、それが我々の世代の「まさか」で解放・拡散してはならない。

あらためて微力ながらも、行動参加の機会を増やしていきたい。

裁判後的小川教授による講演も大変刺激的でした。核燃施設が仮に地震で無事であっても、隣接

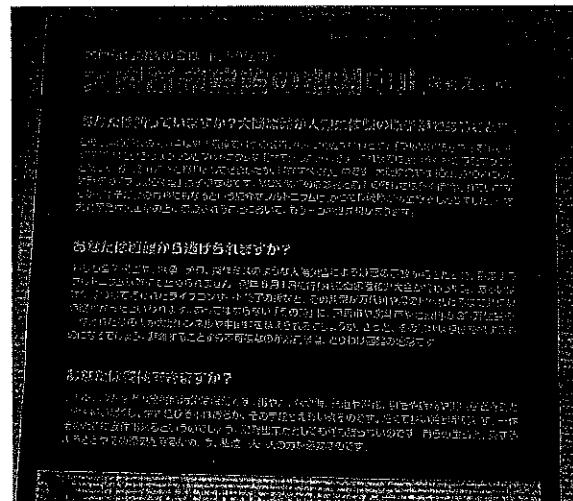
の石油備蓄基地でのスロッシング火災がひとたび起きてしまえば、施設固有消防力、自治体消防力も無力で、有機物質の引火によって悲劇になるとご指摘。ドツボにはまりがちな反原発思考に広い視野が必要なことを思い知らされた。

といえば、確か94年の年末の八戸沖を震源とする地震で、六ヶ所の核燃用港湾と石油備蓄基地の地盤沈下、タンク基礎に亀裂などがあって、各事業者が雪解けも待たずに大忙で修復工事で取り繕った事態があったはずで、「想定外」ではなく、頻繁に起きる可能性はあるのだ。

函館市では市長自らが、国と電源開発を相手に「大間原発差し止め訴訟」を起こし、7月3日に東京地裁で第1回目の裁判が行われた。

当然市民の関心も高く、市のHPによれば、6月末現在で600件余りの裁判費用に対する寄付が寄せられている。

私は、大間原発に対する住民訴訟にも少しだけ関わっていますが、反核燃ともどもにもう少しだけ身を入れていけるように、頑張りたいと思っている。



2014年6月12日付の北海道新聞に意見広告を出しました

日弁連プレシンポ in Aomori (14 July)

事務局長 山田 清彦

10月に北海道函館市で開かれる第57回日本弁護士連合会人権擁護大会のプレシンポジウム「原子力依存からの脱却と地域再生～核燃・原発廃止への道筋を探る」が、青森市のリンクステーションホール青森で行われた。原子力資料情報室共同代表の伴英幸氏による基調講演に続いて、伴氏と弘前大学名誉教授の神田健策氏（農業経済学）、東北大学教授の長谷川公一氏（社会学）が、浅石代表の司会で原子力関連施設の集中する青森県のこれまでと、今後の原発・核燃料サイクルからの脱却の方策について論じた。

基調講演した伴共同代表は冒頭、原子力規制委員会委員に元日本原子力学会長で原発推進を批判された田中知東京大教授が就任することを取り上げ、安全審査に関わる規制の判断基準が「緩和される方向に向かう危険がある」と指摘した。その上で、「原発事故が起こったら、地域社会は崩壊する。また、原発が安全審査に通らなかつた場合は事業破綻につながり、やはり地域社会の崩壊になる」とした。

浅石氏が「日弁連は、核燃サイクル停止、原発の再稼働阻止、新設増設阻止、すみやかに廃炉などを決議した。しかし、政策変更リスクが脱原発のネックになっている」と述べ、4月に発表された政府のエネルギー基本計画について、パネリストにコメントを求めた。

伴氏は「今回のエネルギー基本計画は、国民の意見を吸い上げることなしに作られた。福島原発事故の被災者に寄り添う、と政府は言うが、帰還政策や健康被害への対応などをみると、何もしていない。核燃料サイクルに重きをおいた基本計画にしている。だが、再処理や高速増殖炉には実態が伴っていないので、これは虚構のような計画だ」と断じた。



3名のパネリスト

長谷川氏も伴氏の意見に同意し、「長年、原子力政策を推進してきた自民党や経産省が、事故を十分に反省していない。事故の風化などと言うが、その意味は事故を忘れさせることだ。早期帰還への圧力があり、それが再稼働への圧力につながる」と述べた。

神田氏は「福島原発事故の全体像が明らかになっていない。それを、いまだに国民に知らせていないので、一番の問題。今年中に秘密保護法が施行されると、このような事故の実態は、ますます国民に知らされないようになる。これは恐ろしいことだ」さらに、「1万人訴訟原告団作成の核燃料サイクル施設資料を参考に、「原発電源三法交付金は、2012年度の合計2206億円。イベント開催などの風評被害対策に約67億円。また、表に出でていない金が475億円もあり、合わせると約3000億円だ。しかし、むつ小川原開発経費で相殺してしまっている」と、青森県の原子力マネーの実態を明かした。

全体で約3時間の問題提起となったが、各パネリストからは、「こういう議論は今までなかった。画期的だ」、「今まで、再処理工場などがいかに危険かと、マイナス面を訴えることばかりだった」、「最終的に、青森県民が拒否権と再出発のカギを握っている」などの所感が述べられた。今後の活動にいかにつなげるかが、青森県民の課題となつた。

福島原発事故の県内への影響 (その10)

「モニタリングつうしん」による

八戸市在住 原告 成田 忠義

3・11東日本大震災による福島原発からの放射性物質は、青森県の原子力施設モニタリングシステムにも捉えられており、今回も「青森県原子力施設環境放射線調査報告書」(以下「報告書」)から、23年度第1四半期から25年度第3四半期までの推移を紹介する。

「報告書（平成25年度第3四半期報）」「モニタリングつうしんあおもりNo92」
<http://www.aomori-genshiryoku.com/monitor/conference/material/post-817.html>

表1 六ヶ所村周辺での調査結果

	定量下限値(a)	平成24年度								平成25年度							
		第1四半期 (2012年4月～6月)		第2四半期 (2012年7月～9月)		第3四半期 (2012年10月～12月)		第4四半期 (2013年1月～3月)		第1四半期 (2013年4月～6月)		第2四半期 (2013年7月～9月)		第3四半期 (2013年10月～12月)			
		測定値(b)	倍率(b/a)	測定値(b)	倍率(b/a)	測定値(b)	倍率(b/a)	測定値(b)	倍率(b/a)	測定値(b)	倍率(b/a)	測定値(b)	倍率(b/a)	測定値(b)	倍率(b/a)	測定値(b)	倍率(b/a)
大気浮遊じん																	
セシウム134 ([Bq/m³])	0.02	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
セシウム137 ([Bq/m³])	0.02	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
大気 セシウム131 ([Bq/m³])	0.2	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
降下物																	
セシウム134 ([Bq/m²])	0.2	ND-0.5	-2.5倍	ND	—	ND-0.6	-3倍	ND-0.6	-2.5倍	ND-0.6	-5倍	ND	—	ND	—	ND	—
セシウム137 ([Bq/m²])	0.2	0.3-0.6	1.5-3倍	ND	—	ND-1.0	-5倍	ND-1.0	-5倍	ND-0.3	-1.5倍	ND	—	ND	—	ND	—
陸水 (湖沼水)																	
セシウム134 ([Bq/L])	6	ND	—	ND	—	ND	—	△	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
セシウム137 ([Bq/L])	6	ND	—	ND	—	ND	—	△	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
牧草																	
セシウム134 ([Bq/kg生)]	0.4	ND-0.8	-2倍	ND-0.9	-2.2倍	△	—	△	—	ND	-0.7	-1.7倍	ND-0.6	-1.5倍	△	—	—
セシウム137 ([Bq/kg生)]	0.4	ND-1.3	-3.2倍	ND-1.7	-4.2倍	△	—	△	—	ND	-0.7	-1.5倍	ND-1.5	-3.7倍	△	—	—
牛乳																	
セシウム134 ([Bq/L])	0.4	ND-0.5	-1.2倍	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
セシウム137 ([Bq/L])	0.4	ND-0.6	-1.5倍	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
松葉 (指標生物)																	
セシウム134 ([Bq/kg生])	0.4	2.6	6.5倍	△	—	ND	—	△	—	ND	—	ND	—	△	—	ND	—
セシウム137 ([Bq/kg生])	0.4	3.6	9倍	△	—	ND	—	△	—	ND	—	ND	—	△	—	ND	—
海産食品																	
セシウム134 ([Bq/kg生])	0.4	△	—	0.6 (△)	1.5倍	ND (△)	—	△	—	△	—	2.5 (△)	6.2倍	ND (△)	—	ND (△)	—
セシウム137 ([Bq/kg生])	0.4	△	—	1.0 (△)	2.5倍	0.4 (△)	—	△	—	△	—	5.4 (△)	13.5倍	ND (△)	—	ND (△)	—
チガイゾ (指標生物)																	
セシウム134 ([Bq/kg生])	0.4	ND	—	△	—	ND	—	△	—	ND	—	△	—	ND	—	ND	—
セシウム137 ([Bq/kg生])	0.4	ND	—	△	—	ND	—	△	—	ND	—	△	—	ND	—	ND	—
馬鈴薯 (指標生物)																	
セシウム134 ([Bq/kg生])	0.4	ND	—	△	—	ND	—	△	—	ND	—	△	—	ND	—	ND	—
セシウム137 ([Bq/kg生])	0.4	ND	—	△	—	ND	—	△	—	ND	—	△	—	ND	—	ND	—

*1 NDは不検出を表し、△はその四半期での分析対象外を示す。

*2 24年度第4四半期からムラサキガイはムラサキインコガイとなっている。

表2 東通村周辺での調査結果

		平成24年度								平成25年度								
		第1四半期 (2012年7月～9月)		第2四半期 (2012年10月～12月)		第3四半期 (2013年1月～3月)		第4四半期 (2013年4月～6月)		第1四半期 (2013年7月～9月)		第2四半期 (2013年10月～12月)		第3四半期 (2013年1月～3月)				
		倍率(b/a)	測定値(b)	倍率(b/a)	測定値(b)	倍率(b/a)	測定値(b)	倍率(b/a)	測定値(b)	倍率(b/a)	測定値(b)	倍率(b/a)	測定値(b)	倍率(b/a)	測定値(b)	倍率(b/a)	測定値(b)	倍率(b/a)
大気浮遊じん																		
セシウム134 ([Bq/m³])	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	
セシウム137 ([Bq/m³])	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	
大気 セシウム131 ([Bq/m³])	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	
降下物																		
セシウム134 ([Bq/m²])	-6.5倍	ND	—	ND	—	ND	—	ND-0.3	-1.5倍	ND-0.4	-2倍	ND	—	ND	—	ND	—	
セシウム137 ([Bq/m²])	-10倍	ND	—	ND	—	ND	—	ND-0.3	-1.5倍	ND-0.8	-4倍	ND	—	ND	—	ND	—	
野菜																		
セシウム134 ([Bq/kg生])	—	ND (△)	—	ND (△)	—	ND (△)	—	△	—	ND (△)	—	ND (△)	—	ND (△)	—	ND (△)	—	
セシウム137 ([Bq/kg生])	—	ND (△)	—	ND (△)	—	ND (△)	—	△	—	ND (△)	—	ND (△)	—	ND (△)	—	ND (△)	—	
牧草																		
セシウム134 ([Bq/kg生])	-6倍	ND	—	△	—	ND	—	△	—	ND	-1.5倍	ND	—	△	—	△	—	
セシウム137 ([Bq/kg生])	-9.2倍	ND	—	△	—	ND	—	△	—	ND	-1.3倍	ND	—	△	—	△	—	
牛乳																		
セシウム134 ([Bq/L])	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	
セシウム137 ([Bq/L])	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	
牛肉																		
セシウム134 ([Bq/kg生])	—	△	—	ND	—	—	ND	—	△	—	ND	—	△	—	△	—	—	
セシウム137 ([Bq/kg生])	—	△	—	ND	—	—	ND	—	△	—	ND	—	△	—	△	—	—	
松葉 (指標生物)																		
セシウム134 ([Bq/kg生])	2.5-11倍	△	—	ND	—	—	ND	—	△	—	ND	—	△	—	△	—	—	
セシウム137 ([Bq/kg生])	3.5-10倍	—	ND-0.5	—	—	ND-1.2倍	—	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	—	
海産食品																		
セシウム134 ([Bq/kg生])	—	ND-2.8 (△)	—	—	ND	—	—	ND	—	ND (△)	—	ND-2.2 (△)	—	ND-5.5倍	—	ND (△)	—	
セシウム137 ([Bq/kg生])	—	ND-4.2 (△)	—	-10.5倍	ND	—	—	ND	—	ND (△)	—	ND-4.4 (△)	—	ND-1.1倍	—	ND (△)	—	

* NDは不検出を表し、△はその四半期での分析対象外を示す。

23年度上半期に顕著だった福島原発事故の影響も、同下半期以降はおおむね漸減しつつあること、及び紙面スペースの関係から、23年度の調査結果は割愛するので前々号を参照されたい。

なお、県内の空間放射線量率は0.02～0.05 μSv/h (20～50nGy/h) 程度であり、25年度第3四半期 (2013年7月～9月) 測定結果も、これまでと同様に福島原発事故の影響は全く見られていない。

1. 大気浮遊じん、大気 (気体状)、降下物などの放射性物質について

(1) 六ヶ所村周辺での主な調査結果

23年度第1四半期において、大気浮遊じん中セシウムや大気中ヨウ素は最大で平常時 (定量下限値以下) の数10倍、降下物中セシウムは同じく300倍、牧草中セシウムは同じく5倍と上昇し、同第2四半期においても、牧草中セシウムは同じく10

数倍、海産食品中セシウムは同じく30倍の上昇となっていた。以降漸減傾向にあり、25年度第3四半期において、その影響が確認できないレベルとなっている。(表1)

(2) 東通村周辺での主な調査結果

23年度第1四半期において、大気浮遊じん中セシウムは最大で平常時(定量下限値以下)の50倍、降下物中セシウムは同じく750倍、牧草中セシウムは同じく10数倍、松葉中セシウムは同じく90倍まで上昇し、同第2四半期においても、海産食品中セシウムは同じく6倍の上昇となっていた。以降漸減傾向にあり、25年度第3四半期において、その影響が確認できないレベルとなっている。(表2)

2. 調査報告結果のまとめ

福島原発事故の影響については、23年度第1四半期報から〔付〕として調査報告書に添付されており、その内で県内原子力施設からの影響についても検討されている。福島事故から2年9ヵ月を経過している今回の25年度第3四半期報では、その影響が確認できないことから〔付〕として添付されていない。

したがって、今後四半期報で取り上げられる平常値を超えるモニタリング数値については、その都度トピックとして取り上げることとし、福島原発事故の県内への影響－「モニタリングつうしん」による－は今回で連載を終えたい。

なお、原子力規制委員会HPから青森県及び近隣県(岩手県、福島県、茨城県、栃木県)の降下物中セシウムの数値を拾ってグラフ化すると(図1、2)、青森県では事故後5ヵ月

ほどでのおおむね平常レベル($0.1\text{Bq}/\text{m}^3$ 以下)となっていたが、隣接県では依然として高いレベルで確認されている。

原子力資料情報室通信No.481(2014年7月1日発行)でも、「今なお(排気口や建屋カバーの隙間からの漏洩分として)毎時1000万Bqの放射性物質が大気に放出され続けている」との記述があつて、予断を許さない状況が続いていることがわかる。

このように、降下物中セシウムについては依然として近隣県で事故の影響が確認されているので、今後もその推移については掲載することしたい。

なお、図1、2の作成に用いた数値は、原子力規制委員会HP放射線モニタリング情報の定時降下物(環境放射能水準調査)からの引用なので、興味を持たれた読者は下記のアドレスで確認されたい。

「定時降下物のモニタリング」

<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/195/list-1.html>

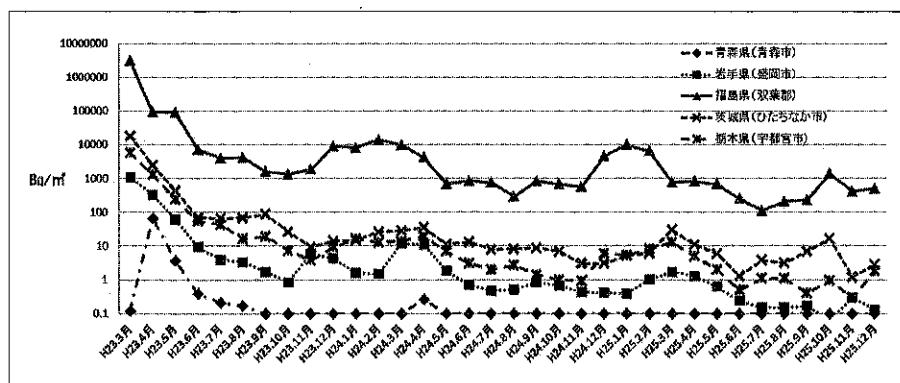


図1 青森県及び隣接県における降下物中セシウム134の推移

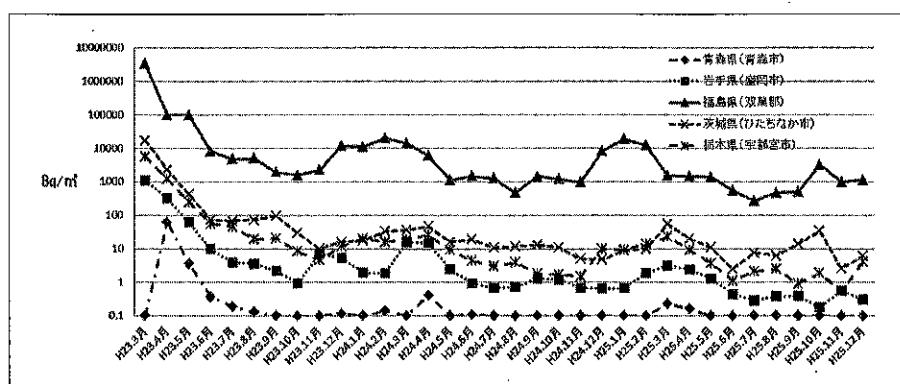


図2 青森県及び隣接県における降下物中セシウム137の推移

総会報告

事務局長 山田 清彦

6月6日の核燃裁判、小川進教授の総会記念講演の翌7日、青森市民ホールで原告団総会を開催しました。原告団結成時から会員だった、函館市の原告及び東京の支援者の2名の方の初参加がありました。直接の顔合わせは初めてなのですが、原告団ニュースを通じて裁判の内容はご存じの様子で、旧友に会ったような感じでした。

全国に多く原告団の方がいて、青森まで足を延ばせない方もいらっしゃるでしょう。ある程度の人数がまとまれば、青森から出かけて行って、裁判や原告団の活動報告をすることはできますので、事務局に連絡をお願いします。

2013年度の活動報告

1 ①『さようなら原発1000万人アクション』署名行動、②原子力規制委員会の監視行動、③再処理・高レベルの裁判、④MOX燃料加工工場の訴訟（今年の活動計画とダブるところあり）

2 100円パンフの発行

青森県内の原子力施設について、関心層の掘り起こしのため、昨年の『4・9反核燃の日』全国市民集会の前に100円パンフを作りました。思いついたのが直前ということもあり、慌ただしく作成したのですが、作成した1500部は昨年度中にはほぼ完売でした。全部換金されれば、多少は利益が出るという目算でしたが、なんとか足は出さずに済みました。

2014年度の活動計画

1 『さようなら原発1000万人アクション』署名行動はこれからも継続します。

2 原子力規制委員会を監視します。

特に、原子力推進の旗振り役の田中知氏を任用するのは、絶対に認められません。既に、内閣等に対して、任用の取消しの申入書を提出しました。

3 再処理・高レベルの裁判について

申請書の準備不足で、審査が伸びる可能性が出ています。重大事故対策の不備については、しっかりと取り組んでいきます。

4 MOX燃料加工工場の訴訟について

政策の選択によっては不要となる施設です。

5 関心層を掘り起こすために

昨年に続いて、100円パンフレット（第2版）を作成したので、販売への協力をお願いします。また、各地域の原告団からの要望があれば、原告団のメンバーの中から講師を派遣いたします。

6 活断層問題のシンポジウム開催について

昨年度は計画実施できませんでしたが、今年度は下北半島の活断層について原子力規制庁でも調査を行うので、再度検討したうえで、可能であればパネルディスカッションなりを開催します。

7 繼続活動環境放射能測定の実施について

「松葉中セシウム」の分析を引き受けてもらえる所を探す必要があります。

8 原子力防災区域の拡充について

福島原発事故を踏まえ、範囲の拡大を働き掛ける必要があります。

9 20年史の作成について

既に25年を過ぎたので、発行に向けて努力します。

10 原告団ニュース発行、HPの充実について

原告団のHPが更新されています。更に充実したHPにするために、ご意見をお寄せください。

6月7日に総会が開催され、下記のとおり会計報告が承認されましたのでご報告いたします。
皆様のご支援に感謝致します。

非公表とします。

STAP細胞問題の魔女狩りに思う —元・理化学研究所理事長の原発安全論は 安全神話の「捏造」ではなかつたか?—

神奈川県在住 原告 山浦 元

2011年3月11日、福島第一原発で発生した水素爆発と炉心溶融事故は近辺住民を恐怖のどん底に突き落とし、原発から5キロ離れた双葉病院では避難の影響で40人の死者が出ました。多くの寝たきり患者は受け入れ先の病院も決まらないまま、横に寝られないバスで、230キロもの長距離を、10時間という長時間の移動を強いられたのです。避難途中の車内で3人が死亡し、搬送先の高校には医療従事者はおらず、翌日の早朝までに11人が死亡しました（後に国会事故調査委員会は「3月末までの死者数は、7つの病院および介護老人保健施設の合計で、少なくとも60人に上った」と報告しています）。環境汚染の深刻さは勿論ですが、被ばくした子供たちの未来を想像するだけでもまさに惨劇としか言いようのない大事故でした。

にもかかわらず事故から数ヶ月後、原発の是非を問われたノーベル賞学者等はいわく、「長期的には再生可能な太陽エネルギー等を目指す必要があるが、感情論は避けるべきだ（野依良治・理化学研究所理事長、5月5日、HNK-TVニュースウォッチ9）」、「原始時代のような生活はできないから、金をかけて原子力を安全なものにする（益川敏英・名古屋大学KMI素粒子宇宙起源研究機構長、アエラ4月10日号）」、「自然エネルギーが十分になるまで原発を利用せざるを得ない。自然エネルギーの開発には増税も必要（有馬朗人・元理化学研究所理事長、週刊現代6月18日号）」…。

野依氏よ！国民の反原発・脱原発志向は単なる感情論か？彼らの眼中には、冒頭に記した多くの犠牲者や逃げ惑う避難民、そして放射線にさらされ続けている子供たちの姿はなく、福島県民に対する謝罪の言葉も皆無でした。これが原子力幻想に囚われ切った、我が国を代表する科学者の恥ずかしい「知（痴？）」の水準なのです。

去る4月1日、理化学研究所の調査委員会は、新たな万能細胞・STAP細胞の論文について筆頭著者の小保方晴子研究ユニットリーダーに「改ざん」と「捏造」があったと報告し、野依理事長は「論文の取り下げを勧告する」と断罪しました。そして翌2日、野依理事長と理化学研究所の幹部は自民党本部を自ら訪れ「再発防止に努める」と陳謝。安倍内閣は成長戦略として特定国立研究開発法人の創設を掲げ、理化学研究所をその候補とした法案を国会の会期中に成立させるべく、下村

博文・文科大臣がSTAP問題の最終報告を急がせたというのが、この真相でした。野依理事長らは更なる特権的な地位を得るために、自らと理化学研究所自体の責任を回避し、徹底した聞き取り調査を行うことなく、小保方さん一人に全ての責任を負わせたのです。追い詰められた彼女は6月3日、論文取り下げに同意することになったのですが、まさに現代の魔女狩りに他ならない。

下村大臣らに深々と頭を下げる野依理事長の理研ならぬ利権屋そのものの顔付きを眺めながら、かつて原告団ニュース42号（1999年12月、東海村核暴走臨界事故の真因）で批判した、前出の有馬朗人・元東大総長～日本物理学会々長～科学技術庁長官を思い出していました。有馬氏は私より一回り上の世代の原子核物理学者で、当時、日本原子力学会誌（VOL.36, No.1, 1994年）に「もっと原子力教育を」と題して次のような巻頭言を書いていました。いわく『原子力というとなにがなんでも反対する人がいる。放射能というと怖がる人も多い。そのくせ歯科や病院でとられるX線写真は平気であるし、ラジウム温泉は有難がって入る。日本の技術力により原子力発電はきわめて安全性が高い。原子力発電に反対する人々には理性と合理性を持って対応し、原子力発電の必要性と安全性を説明し、きちんとした科学・技術の知識を身につけてもらうべく努力をしてゆく必要性を感じている。原子力は恐ろしいものである、というような気持ちが市民に拡がり、小・中学生の理科離れを促進しているのである』…。

思い上がってはいけない！ここには権威者特有の大衆蔑視思想と、何の根拠もなく「捏造」された原発安全神話しかない。福島第一原発の悲惨な事故に際して、有馬氏や益川氏ら原子力学会と物理学会の専門家は、どんな理性と合理性を持って対応したのか？そもそも原発は、切尔ノブイリ・TMI・福島級の核暴走～炉心溶融事故に至り兼ねない、極限的条件を設定した安全性の確認実験など怖くて行なえません。即ち、本質的に実験不可能な原発は科学や技術の範疇外の存在であり、安全性のかけらもないことを理解するために、真に原子力教育を必要とするのは、学問・研究・教育・知識の在り方と社会的責任を一切自省することなく、ひたすら研究費と仕事、業績と地位、名誉と権力を求めて国と原子力業界に寄生し、あらぬ安全神話を捏造して恥じない、有馬氏や理学工学系の専門家のほうなのです。

その似非神話が3・11の悲劇を引き起こしたという自覚はおろか、福島県民の心身に刻み込まれた深い傷痕への想像力もなく、核兵器につながる原発推進をいまだに説く野依、益川、有馬氏等こそ断罪に値する。

（2014年6月 記）

六ヶ所核燃などを巡る動き

2014年

5. 3 日本原燃：低レベル放射性廃棄物搬入。高浜原発から1880本（200リットル入りドラム缶）。
- 7 原子力規制庁：東通原発や再処理工場など下北半島に立地する原子力施設の耐震性評価に関連し断層の独自調査に着手。
- 17 原告団：街頭署名と事務局会議を開催（八戸市）。
- 19 日本原燃：再処理工場の北側に位置する活断層「出戸西方断層」について、「長さは南北に約10km」とした評価を裏付ける追加調査に本格着手。
- 21 福井地裁：関西電力株式会社に対し、大飯原発から半径250km圏内の住民の人格権に基づき、運動の差止めを命じる判決。
- 27 原子力規制委員会：低レベル放射性廃棄物のうち放射能が比較的高く、地下50mより深くに埋めて処分する必要があるも（中レベル廃棄物）の新規制基準の策定に当面着手しないとの方針を示す。再処理工場が今秋以降に操業を開始すれば、処分の見通しが無いまま発生し続ける。
- 30 日本原燃：再処理工場の新規制基準への適合性審査に向け、補正申請書を原子力規制委員会に提出。審査の進展状況などを念頭に再処理工場の10月完工は「厳しい状況にある」と。
6. 6 原告団：核燃裁判。3通の準備書面を提出。
- 6 原告団：小川進長崎大学教授を講師に迎え講演会を開催（青森市・アウガ）。
- 7 原告団：総会を開催（青森市民ホール）。
- 10 東北電力：東通原発1号機で再稼働に向け規制基準への適合性を確認する審査を申請。
- 11 参議院：原子力規制委員会委員に田中知東大大学院教授を充てる人事を賛成多数で可決、正式承認された。田中氏は“原子力ムラ”的中心人物。
- 14 青森県弁護士会：「原子力依存からの脱却と地域再生」をテーマにシンポジウム開催（青森市）。
- 17 原子力規制委員会：東通原発1号機の適合審査で、評価を終えていない項目が目立ち、「取りあえず出すという姿勢では困る」「数値がないものは議論できない」「準備不足ではないか」と厳しく指摘。
- 19 原子力規制委員会：再処理工場の適合審査で日本原燃が5月末に提出した補正申請に対し、「検討途中のものではなく、最終形を出してほしい」と厳しく指摘。
- 22 六ヶ所村長選：無所属で新人の前副村長戸田衛氏初当選。反核燃の菊川慶子氏、梅北陽子氏らは及ばず。
- 27 日本原燃：再処理工場の完成時期について、新規制基準適合に向けた安全審査が想定より大幅に遅れている情勢を踏まえ10月完成を事実上断念。
7. 1 原子力発電環境整備機構（NUMO）：近藤駿介新理事長就任。高レベル放射性廃棄物の処分事業などを担う。「国は（処分地の）適地を示すことを、タイミングを失わずにやってほしい」「何よりも国と地方自治体が対話し、模索することが大切。全部NUMOがやれと言われても不可能」と発言。
- 1 日本原燃社長に就任した工藤健二氏：会見で「何としても六ヶ所再処理工場を完工させ、核燃料サイクルの確立にまい進していく」と抱負を述べた。
- 2 なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク：日本原燃六ヶ所再処理工場や東北電力東通原発の稼働に向けた国への審査申請を事前了解した県の対応はずさんとして知事宛てに抗議文を提出。
- 3 函館市の大間原発の建設差し止め訴訟の第1回口頭弁論：東京地裁（増田稔裁判長）で始まる。被告である国と電源開発は「原告適格が認められない」などとして同市の訴えを却下するよう求めた。
- 6 原告団：街頭署名と事務局会議を開催（八戸市）。
- 8 原告団：次期原子力規制委員に内定している田中知東大教授が日本原燃や原子力産業から報酬や寄付金をもらっていた事実を受け、国会議長と内閣総理大臣に対し、任命同意を取消して正式任命しないよう求める文書を、田中氏に対して辞任要求書を提出。
- 16 原子力規制委員会：川内原発について、「新規制基準に適合している」とする審査書案を了承。
- 20 大間原発現地反対集会：青森県内外から約600人が参加。大間原発の建設断念を求めるアピールを探査し、町内をデモ行進。

お知らせ

核燃裁判

日 時：2014年9月5日(金) 13:30～
場 所：青森地方裁判所

9・23さようなら原発全国大集会

日 時：2014年9月23日(火・祝日)
場 所：代々木公園

秋の共同行動

日 時：2014年10月18日(土)
場 所：青森市

編集後記

7月19日、八戸発9時30分のJR快速「しもきた」で11時に下北到着、駅前発11時15分の下北交通の路線バスに揺られること約2時間、やっと大間町に到着した。さっそく町中に宿をとり、歩いて10分ほどの『大MAGROCK』会場に向かった。

会場は「大間原発サイト」に隣接する反対地主の会の共有地で、すぐ目の前に建設中の原子炉建屋を覆っている白いカバーの上部が見える。今回で7回目となる『大MAGROCK』だが、僕自身の参加は3回目で、いつもは『大MAGROCK』2日目の原発反対現地集会に合わせているので、多彩な出演者が登壇する1日目のステージを見るのは初めてだ。

会場に近付くにつれ歌声やキーボード・ギターの音はビンビン響いてきて、幾つか並んだグッズ販売店やFood&Drinkブースも無添加や本物志向でなかなかのこだわりだ。ここでの電気エネルギーの全てが、曇天下に設置された10枚程度のソーラーパネルによって賄われているのには驚くばかりだ。40m四方？の広くはない会場に三々五々集まってきてロックを楽しむ人々は、以前映画で観たドイツの再処理工場建設反対運動のイメージと重なる。

翌2日目の集会では、各原発現地からの報告のあと「デモ行進」となった。デモ参加者によって出発地点で手放された鳳船は、南風に乗って函館まで届くのだろうか？天候のせいで函館は見えなかつたが、原発から30キロは目と鼻の先だ。デモ行進の道すがら、玄関口で拍手する人、居間の窓越しにそっと手を振る人、外で立ったままじっと見つめる人、大間に住む人たちの心情は様々だろうが、フクシマ以降確実に「原発は止めてほしい」の声は増えていると感じられた。詳しくは
<http://ohmagrock.greenwebs.net/>
<http://www.facebook.com/OhMAGROCK> (N記)

夏期カンパのお願い

いつもお願いばかりで恐縮ですが、原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。

今回のニュースと一緒に夏期カンパの振込用紙を同封しました。何卒よろしくお願ひします。

カンパを戴いた方々です(敬称略)。
ありがとうございました。

「個人情報保護のため、
お名前の公表を控えます。」

※原告団ニュース102号11頁の「六ヶ所核燃などを巡る動き」は、紙面スペースの都合で主な部分のみの掲載でしたので、別紙3として再度お届けします。

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL・FAX: 0178-47-2321

郵便振替: 02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

支 援 者／年間6000円(購読料共)

サポーター／年間3000円(購読料共)

eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>

2014年（平成26年）7月8日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
衆議院議長 伊吹文明 殿
参議院議長 山崎正昭 殿

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団
代表 浅石紘爾

抗議と申入書

原子力規制委員会設置法第1条は、福島原発事故を契機に、原子力事故の発生の防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、安全の確保を図るために必要な施策を策定・実施することとし、その委員長及び委員は中立公正な立場で独立して職権を行使し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全などに資することを目的とする旨規定している。

安倍内閣は、委員2名の改選にあたり、その一人に田中知氏を推挙し、2014年6月11日国会の同意を得た。

また、同法7条は、委員長及び委員は、人格が高潔であって原子力利用における安全の確保に関する専門的知識及び経験並びに高い識見を有することを資格要件としている。

田中氏は、元原子力学会会長や経済産業省審議会の原子力部会長、原子力産業協会理事などを歴任し、これまで原子力を積極的に推進する立場で活動してきた、いわゆる“原子力ムラ”的中心人物であり、電力関係から金銭の供与を受けたり、事業の推進に助言を与えるなどの癒着が指摘されてきた。

そのため、国会においても野党がこぞって反対したいわくつきの人物である。

ところで、2014年7月5日付朝日新聞の報道によると、田中氏が、日本原燃から2009年から2013年度までの間に報酬（金額不明）を支給され、また、原子力産業5社から報酬や寄付金を受領していた事実が発覚した。規制委員会発足当初「年間50万円以上の報酬を受けていた人は委員から除外する」政府ガイドラインや規制委員会内規が策定されており、受領金額を自己申告書に記載することを義務付けていたところ、田中氏はこれを怠ったものであり、重大な義務違反がある。到底、規制委員としての中立・公正性は認められないし、原子力業界の紐つき疑惑にまみれた人物に人格の高潔性を期待することもできない。

この虚偽申告は、適格性を欠くことを十分わかっていて敢えて金銭受領の事実を隠し、国会を欺き同意を得たもので、これは国民を欺いたことに等しい。

内閣総理大臣も任用にあたり、田中氏の申告を軽信することなく原子力事業者や関連業者に対する事実調査を実施して金銭供与の有無を慎重に確認すべきであったのに、その確認を怠って候補指名し国会に同意を求めた点は、軽率のそしりを免れない。

また、日本原燃も田中氏が政府ガイドライン等に違反していることを知りつつ黙過した点は同罪と言わざるをえない。

本年9月には委員が交替して田中氏が正式な規制委員に任命されることになるが、そうなると独立性と中立・公正性を保持すべき規制委員会の権威は大幅に損なわれ、ひいては原子力の安全をつかさどる同委員会に対する国民の信頼を失墜させることになる。

よって原告団は、委員資格要件を欠いた田中氏に対し、国会は任命の同意を取消し、内閣総理大臣は同氏を正式任命しないよう強く申入れる。

2014年（平成26年）7月8日

田中 知 殿

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

代表 浅石紘爾

辞任要書

貴殿は、原子力規制委員会の委員候補者として去る6月11日国会の同意を得て、本年9月には正式に委員任命の予定となっています。

貴殿は、これまで電気事業者や原子力産業との癒着が顕著であることから、原子力規制委員としての適性を欠き、就任は同委員会の中立性、公正性そして独立性をそこない、ひいては同委員会に対する国民の信頼を貶めることが危惧されており、野党をはじめ多くの国民がこれに反対の意思を表示してきましたが、この度不幸にもこの心配が的中することとなりました。

すなわち、本年7月5日付朝日新聞によると、貴殿が日本原燃株式会社及び5社にも及ぶ原子力産業から多額の寄付、報酬を供与された事実が発覚しました。

ところが貴殿は、この事実を自主申告せずに委員の地位を手に入れることに成功したのです。

しかし、貴殿が積極的な原子力推進論者であることは周知の事実であり、福島原発事故の反省と再発防止を目的として新たに設置された規制機関の委員にふさわしい人格高潔な人物とは到底考えられません。

正式な委員任命を待つことなく、即刻自ら規制委員を辞任することを強く要求するものです。

六ヶ所核燃などを巡る動

2014年

1. 19 日本原燃：再処理工場の敷地に、火山噴火に伴う火碎流が3万2千年前と1万5千年前の2回到達した可能性が高いことが原子力規制委員会に提出した資料で判明。
- 28 原子力規制委員会：再処理工場の新規制基準への適合を確認する2回目の会合で審査の主要論点を示す。大陸棚外縁断層の活動性や火山活動による影響評価、重大事故対策など。
- 30 東北電力：東通原発1号機の基準地震動を、従来の450ガルから600ガル程度に引き上げる。
2. 5 東北電力：上北変電所（青森県七戸町）の機能が停止しても東通原発や再処理工場に電力を供給できるようにするため同町で送電線の新設工事に着手。
- 6 茂木経済産業相：「新增設には含まれない」との認識から、工事が中断している東京電力東通原発1号機の建設続行を容認する考えを示す。
- 10 原子力発電環境整備機構（NUMO）：高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定で、火山や活断層、隆起・浸食を候補地から除外すべき天然事象とし、3段階で候調査方針。
- 11 原告団：事務局会議を開催（八戸市）。
- 21 青森県議会商工労働観光エネルギー委員会：古村一雄委員が「青森県が使用済み核燃料の全量再処理に固執しているから、国が政策を変えられない。国民にそういう印象を与えてはいる」と発言。
- 25 青森県防災会議：東通原発の有事に備え、半径5キロ圏の住民に安定ヨウ素剤を事前配布する際には医師による説明を行うなどと追記した県地域防災計画（原子力編）の修正を決定。
3. 1 共同通信社のアンケート：原発から30キロ圏の156自治体を対象。東通原発の対象は東通村、青森県、むつ市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村の計6自治体で、このうち5自治体が、新規制基準に達した原発の再稼働を「容認する」と回答。条件付きを含めても容認が約2割だった全国の結果との違いが際立つ。
- 2 原子力市民委員会：吉岡斉座長代理（九州大学副学長）らが、脱原発や核燃料サイクル中止に向けた政策体系をめぐり参加者と意見交換（青森市・青森市民ホール）。
- 7 原告団：核燃裁判。2つの準備書面を提出し被ばく線量の算定に用いる気象指針の不備、欠陥などを指摘。
- 7 総務省：青森県が県内の原子力関連施設に課す核燃税の課税期間を5年間延長することに同意。税収見込みは5年間で計964億円。
- 9 なくそう原発・核燃、あおもりネット：『さようなら原発・核燃「3.11」青森集会』を開催。
- 11 市民団体：大間原発の建設に反対し、現地で風船を飛ばしアピール。
- 20 日本原燃：MOX燃料工場は主要設備の工事を見合わせ、周辺設備の工事にとどめる方針。MOX工場は核燃料サイクル施設の新規制基準適合可否を判断する安全審査の俎上にあり、審査の動向を見極める必要があるため。原子力規制委員会による審査の状況次第では大幅な工程変更。
- 28 原子力規制委員会：再処理工場に最も近い活断層・出戸西方断層について「南（工場方向）に延びていることを否定するデータが不十分」と指摘し、追加調査が必要との認識を示唆。
- 31 リサイクル燃料貯蔵：2015年1~3月に柏崎刈羽原発から使用済み核燃料を搬入し、操業に向けた国の使用前検査に使用。
4. 3 函館市：国やJパワーに大間原発の原子炉設置許可取り消しや建設中止を求め、東京地裁に提訴。
- 5 「4・9反核燃の日」集会を開催（青森市）。
- 10 青森県：東通原発で事故が起きた場合の避難時間予測を発表。同原発から半径30キロ圏内の防災重点地域にある5市町村・約7万3千人の住民すべてが圏外に避難するのには約65時間。
- 11 政府：エネルギー基本計画を閣議決定。核燃料サイクルの推進を維持、六ヶ所再処理工場やMOX燃料工場、むつ中間貯蔵施設など本県関連施設の完成を目指すことも明記。
- 11 日本原燃：MOX燃料工場の完工時期を2017年10月に延期すると発表。設備の運転性や保守性を高める設計変更も新たに行うため、工事費は約1900億円から約2100億円に増加する見通し。
- 22 日本原燃：英国からの返還ガラス固化体132本を積んだ輸送船がむつ小川原港に到着。